証券コード　9720
平成29年２月６日

株　主　各　位

横浜市中区山下町１０番地
株式会社　ホテル、ニューグランド
代表取締役社長　濱　田　賢　治

第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第139回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年２月22日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成29年２月23日（木曜日）午前10時
２．場　　所　横浜市中区山下町10番地
　ホテルニューグランド　タワー３階「ペリー来航の間」
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第139期（平成27年12月１日から平成28年11月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　利益準備金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件
第４号議案　会計監査人選任の件
第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.hotel-newgrand.co.jp)に掲載させていただきます。

（提供書面）
当社は、子会社が無いため、連結計算書類を作成しておりません。

事　業　報　告

（平成27年12月１日から
平成28年11月30日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度のわが国経済は、輸出や設備投資の動きに鈍さがみられましたが、堅調な雇用と所得環境に支えられ、力強さを欠きながらも、緩やかな景気の回復を続けております。

また、ホテル業界におきましても、熊本地震による一部地域への影響や、残暑・台風などの天候不順による旅行動向への影響もありましたが、航空路線の拡大増便・大型船舶の寄港増加等により、訪日外国人客数は初めて2,000万人を突破し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、インバウンド需要は高水準を維持すると期待されています。

こうした外部環境の中、当社におきましては、昨年４ヵ月間にわたり行った本館第二期工事を、無事に終えることができました。開業90周年という節目を迎える今年、平成26年の第一期工事と併せて二度にわたる本館大規模改修工事により、耐震性向上とともに、開業当時の姿を残す横浜市認定歴史的建造物の本館を次世代に受け継ぐという100年先を見据えたプロジェクトが、ひとまず完了いたしました。この工事にともない、本館１階イタリアンレストラン「イル・ジャルディーノ」とコーヒーハウス「ザ・カフェ」、本館２階「パームルーム」、そして本館M３階「ブライダルサロン」をリニューアルし、さらに、本館１階に新規テナントとして「ＳＯＧＯショップ」をオープンいたしました。

当事業年度の業績を部門別にみますと、宿泊部門については、改修工事にともなう客室の販売休止が影響し減収となりましたが、客室単価と外国人比率は向上いたしました。宴会部門におきましても、工事の影響等により主力となる婚礼売上が減収となりました。レストラン部門も同様に前事業年度を下回り、厳しい年度となりましたが、その他、ホテル主催のイベントに関しましては、前年を下回ることなく着実に推移いたしました。

一方、米国に本部を置く世界的な組織Historic Hotels Worldwideより、長い歴史と高品質なサービスを誇るホテルとして、アジア・パシフィック地域のベストホテルのアワードを受賞するとともに、環境配慮に優れた宿

泊施設が評価されるエコマークホテルの認定を取得するなど、企業価値向上の取り組みにも注力してまいりました。

当事業年度の売上高は44億84百万円（前事業年度比17.9％減）、営業損失は５億97百万円（前事業年度は48百万円の営業利益）、経常損失は６億１百万円（前事業年度は45百万円の経常利益）、当期純損失は９億40百万円（前事業年度は74百万円の当期純利益）となりました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

部門別の状況は次のとおりであります。

（宿泊部門）本館大規模改修第二期工事による縮小営業により、販売室数が前事業年度を下回り、売上高は11億70百万円（前事業年度比13.2％減）となりました。

（宴会部門）本館大規模改修第二工事による縮小営業により、婚礼及び一般宴会の件数が前事業年度を下回り、売上高は17億24百万円（同20.2％減）となりました。

（食事部門）本館大規模改修第二工事による縮小営業により、売上高は11億32百万円（同23.1％減）となりました。

この結果、ホテル部門の売上高は41億99百万円（同18.7％減）となりました。また、支店である髙島屋横浜店のル グラン及びそごう横浜店のバー シーガーディアンⅢは減収となり、賃貸ビルのグランドアネックス水町（テナントビル）他も減収となりました。

部門別		売上高（千円）	構成比（％）
ホテル	宿泊部門	1,170,497	26.1
	宴会部門	1,724,953	38.5
	食事部門	1,132,368	25.3
	その他の部門	171,829	3.8
ホテル部門合計		4,199,648	93.6
支店	髙島屋横浜店 ル グラン	164,825	3.7
	そごう横浜店 バー シーガーディアンⅢ	62,718	1.4
賃貸ビル	グランドアネックス水町他	57,366	1.3
合計		4,484,558	100.0

② 設備投資の状況

当事業年度は総額25億97百万円（うち、資産の取得は建設仮勘定の増加を含めて23億36百万円）の設備投資を行いました。設備投資の主なものは、本館耐震補強・リニューアル第二期工事（23億32百万円）、タワー客室ジ

ュータン更新（48百万円）、通信ネットワーク改善（48百万円）、安全性向上のための防犯カメラ設置（34百万円）、タワー電源増強（36百万円）などであります。

③　資金調達の状況

当事業年度において16億円の銀行借入を実施しました。当事業年度の設備投資に係る所要資金は、自己資金及び当該借入により賄いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第136期 (平成25年11月期)	第137期 (平成26年11月期)	第138期 (平成27年11月期)	第139期 (当事業年度) (平成28年11月期)
売　上　高（百万円）	5,520	4,918	5,464	4,484
当期純利益または当期純損失（△）（百万円）	104	△253	74	△940
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）（円）	90.12	△218.28	63.96	△810.22
総　資　産（百万円）	11,068	12,361	12,272	12,499
純　資　産（百万円）	8,207	7,931	8,012	7,047
１株当たり純資産額（円）	7,067.17	6,831.83	6,902.89	6,072.26

（注）１．１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

２．第136期～第138期においては、平成27年６月１日付で、普通株式５株を１株の割合で株式併合を行ったため、第136期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 対処すべき課題

国内におきましては、景気は緩やかながらも回復基調が続くものと期待されますが、不安定な国際情勢などにより、先行きは未だ不透明な状況にあります。

当社を取り巻く環境は、「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」による山下埠頭再開発計画の進展や、2019年には横浜開港160周年といったエポックを迎え、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、ホテル業界は右肩上がりが続くと期待されております。一方で、同時期までには、横浜周辺にも外資系を中心とする相次ぐホテルの開業が予定されており、宿泊・宴会・レストラン全てにおいて競争はより激しくなるものと思われます。

このような環境の下、当社は本年12月に開業90周年という節目の年を迎えます。事業継承に向けた体制づくりを目指して、ハード面では昨年秋に本館大規模改修工事が完了し、ソフト面においては、労働人材不足の環境下ではありますが、新卒採用を再開して継続し、若い優秀な人材の確保育成に努めるとともに、コーポレートガバナンスとコンプライアンス体制の強化・充実を行ってまいります。開業90周年を迎える今年は、新たな着想による催事の開催や企画の積極的展開により、競合他社との差別化を図り、株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

今後創業100年、200年を見据え、経営のスローガンとして、「受け継ぐ先人の思い。歴史の美学。」を引き続き掲げつつ、明治の文明開化以来、西洋のホテル文化を日本において導入してきた先人たちの足跡を伝える横浜のクラシックホテルとして、歴史と伝統を継承しながら、地域の発展に貢献することを当社の使命としていきます。そして、日本におけるクラシックホテル文化の歴史と伝統を継承していくこと、開港都市横浜の迎賓館として、地域の発展に貢献すること、そして、クラシックホテル各社と連携して、日本のクラシックホテル文化を内外に広めていくことにより、「オンリーワン」の存在であり続けていくべく全力を注いでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 主要な事業内容（平成28年11月30日現在）

宿泊部門…客室の販売
宴会部門…結婚披露宴、一般宴会及び各種会議、講演会、展示会等の催し物
食事部門…レストラン（フレンチ、イタリアン、和食、軽食）、バーの経営
その他の部門…不動産の賃貸及び駐車場経営等

また、支店として髙島屋横浜店内にレストラン、そごう横浜店内にバーを経営しております。

(5) 主要な営業所等（平成28年11月30日現在）

（本　社）　ホテルニューグランド	横浜市中区山下町10番地
（支　店）　髙島屋横浜店　ル グラン	横浜市西区南幸一丁目６番31号 髙島屋横浜店８階
（支　店）　そごう横浜店　バー　シーガーディアンⅢ	横浜市西区高島二丁目18番１号 そごう横浜店10階
（賃貸ビル）グランドアネックス水町	横浜市中区山下町11番地１

(6) 使用人の状況（平成28年11月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
307(58)名	△7(△88)名	36.9歳	14.5年

（注）　使用人数は就業人員であり、契約社員及び臨時雇用員は（　）内に数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（平成28年11月30日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,440百万円
株式会社みずほ銀行	800
株式会社日本政策投資銀行	160
株式会社神奈川銀行	100

2．株式の状況（平成28年11月30日現在）

①　発行可能株式総数　　4,600,000株

②　発行済株式の総数　　1,171,280株

③　株主数　　965名

④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
原範行	86千株	7.36%
株式会社フォーシスアンドカンパニー	85	7.31
株式会社横浜銀行	57	4.87
清水建設株式会社	47	4.01
東日本旅客鉄道株式会社	43	3.73
野村弘光	43	3.69
上野興産株式会社	34	2.90
麒麟麦酒株式会社	33	2.81
セコム株式会社	32	2.73
株式会社高島屋	29	2.47

（注）1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は自己株式（10,648株）を控除して計算しております。

３．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成28年11月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役会長	原　　範行	原地所株式会社代表取締役会長
代表取締役社長	濱田賢治	
常務取締役	吉田一継	営業部門統括　総支配人
常務取締役	里見辰彦	管理部門統括
取締役	上野　　孝	上野トランステック株式会社代表取締役会長兼社長 横浜商工会議所会頭
取締役	宇佐神　　茂	総料理長
取締役	岸　　晴記	経理部長
取締役	勝　　治信	横浜エレベータ株式会社名誉会長 帝蚕倉庫株式会社取締役相談役
取締役	岡崎真雄	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問
取締役	波岡　　滋	清水建設株式会社専務執行役員
取締役（監査等委員）	奥津　　勉	公認会計士・税理士 奥津勉事務所所長
取締役（監査等委員）	野村弘光	原地所株式会社常務取締役
取締役（監査等委員）	佐々木寛志	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会顧問
取締役（監査等委員）	清水三省	株式会社神奈川銀行特別顧問
取締役（監査等委員）	原　　信造	原地所株式会社代表取締役社長

（注）１．当社は、平成28年２月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。
２．取締役上野　孝、勝　治信、岡崎真雄、波岡　滋、奥津　勉、佐々木寛志、清水三省の７氏は社外取締役であります。
３．取締役奥津　勉氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由
当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会室を設け、専属の顧問及び兼務の使用人を置き、同委員会の職務の補助にあたらせているほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
５．当社は、取締役上野　孝、勝　治信、岡崎真雄、波岡　滋、奥津　勉、佐々木寛志、清水三省の７氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定により、取締役上野　孝、勝　治信、岡崎真雄、波岡　滋の４氏及び監査等委員である取締役の各氏は、当社と同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額及び員数

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	10名 （４名）	111,221千円 （2,080千円）
取締役（監 査 等 委 員） （うち社外取締役）	５名 （３名）	7,200千円 （6,160千円）
監査役 （うち社外監査役）	１名 （―名）	2,550千円 （―千円）
合　計 （うち社外役員）	16名 （７名）	120,971千円 （8,240千円）

（注）１．上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含めております。尚、当社は平成28年２月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。また、合計欄の記載員数は延べ人数であり、実際の人数は15名（７名）であります。

２．上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与として5,625千円（賞与を含む）を支給しております。

３．平成28年２月25日開催の第138回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査等委員の報酬額は年額20,000千円以内と決議いただいており、平成19年２月26日開催の第129回定時株主総会において、監査役の報酬額は年額20,000千円以内と決議をいただいております。

４．報酬等の総額には、次のとおり当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
役員退職慰労金の戻入額は役員退職慰労金規程の改訂等によるものであります。
・取締役(監査等委員を除く）10名 繰入額23,876千円(うち社外取締役 ４名 400千円)
・取締役(監査等委員)　　５名 繰入額　900千円(うち社外取締役 ３名 700千円)

５．上記のほか、当事業年度における役員退職慰労引当金戻入額が 27,769千円あります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役上野　孝氏は、上野トランステック株式会社の代表取締役会長兼社長及び横浜商工会議所会頭を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には重要な取引はありません。

・取締役勝　治信氏は、横浜エレベータ株式会社の名誉会長及び帝蚕倉庫株式会社取締役相談役を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には重要な取引はありません。

・取締役岡崎真雄氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の顧問を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には重要な取引はありません。

・取締役波岡　滋氏は、清水建設株式会社の専務執行役員を兼務しており、当社建物の施工者である同社は、当社建築工事に関する取引があります。

・取締役（監査等委員）奥津　勉氏は、公認会計士・税理士奥津勉事務所の所長でありますが、当社と兼職先との間に重要な取引はありません。

・取締役（監査等委員）佐々木寛志氏は社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の顧問を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には重要な取引はありません。

・取締役（監査等委員）清水三省氏は、株式会社神奈川銀行の特別顧問を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外役員	当事業年度における主な活動状況
取締役 上野　孝	当事業年度に開催された取締役会８回の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識から、適宜発言を行っております。
取締役 勝　治信	当事業年度に開催された取締役会８回の全てに、また監査役退任までに開催された監査役会２回の全てに出席し、長年企業経営に携わった豊富な経験を活かし、適宜発言を行っております。
取締役 岡崎真雄	当事業年度に開催された取締役会８回の全てに、また監査役退任までに開催された監査役会２回の全てに出席し、企業経営に深く精通された経験と見地から、適宜発言を行っております。
取締役 波岡　滋	取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会５回の全てに出席し、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役(監査等委員) 奥津　勉	監査等委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会５回のうち４回に、また監査等委員会４回全てに出席するとともに、監査等委員長の立場から、毎週開催（原則）される常務会に出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役(監査等委員) 佐々木寛志	当事業年度に開催された取締役会８回の全てに、また監査等委員会４回の全てに出席し、元横浜市副市長としての幅広い知見に基づき、適宜発言を行っております。
取締役(監査等委員) 清水三省	当事業年度に開催された取締役会８回の全てに、また監査等委員会４回の全てに出席し、金融事業での経験豊かな専門的見地から、適宜発言を行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 名　　称　　新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

・３ヶ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

③　処分理由
・社員の過失による虚偽証明
・監査法人の運営が著しく不当

５．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 決議の内容の概要

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会規則等諸規程を制定し、職務分掌による権限に基づいて業務運営を行っております。
・コンプライアンス規程によりコンプライアンスの基本事項を定め、その運用について、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長直轄のコンプライアンス委員会、コンプライアンス推進室を設置し、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進会議を定例開催し、各種リスク情報の共有化及び諸問題解決のための討議を行い、使用人とともに法令遵守体制の整備及び推進に努めております。
・社内における法令違反行為等に対して適切な処理を行うため、公益通報者保護法に基づいた内部通報制度規程を定め、外部専門家である弁護士を受付窓口とし、公正性、透明性を高め実効性のある内部通報制度とし、コンプライアンス経営の強化に努めております。
・内部統制室、コンプライアンス推進室による内部監査体制を構築するとともに、内部統制システムを構築し、法令及び定款の遵守の有効性について監査等委員会室を主管部署とし監査を行っております。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要がある時には速やかにその対策を講じております。なお、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る基本方針書を定めております。
・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を持たず、全社挙げて毅然たる態度で対応します。また、ホテル利用規則にもその旨明記し、ホテル館内にも掲示するとともに、定期的に外部専門家を招き、反社会的

勢力へのその対応等について社員研修を実施しております。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その重要度に応じて保存期間及び保存方法を定め、適切に管理しております。

・所管部署は、取締役及び監査等委員会から文書閲覧を求められた際には、速やかに対応することとしております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ホテルマネジメントに伴うリスクについて、リスク管理規程により、リスクに関する基本事項を定め、その運用について社長直轄のリスク管理委員会を設置しております。

・役員、管理職である使用人をリスク管理委員とした委員会を毎月定例開催し、反社会的勢力・食品安全衛生・防災・防犯・個人情報保護等のあらゆるリスクに対応することとしております。また、各リスクの発生と被害の防止、軽減を図るため適宜研修等を実施しております。

・プライバシーポリシー及び情報セキュリティ機器管理規程を定め、電子情報を含めすべての個人・顧客情報を安全に管理するための社内体制を構築しております。

・大規模災害発生時の緊急対策本部の立上げ、自衛消防活動、お客様・役員・使用人の安全への誘導等、平日・休日・夜間を想定し、緊急時対応のマニュアルを策定し定期的な訓練を実施しております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務については、取締役会で決定された職務分掌により、その経営方針に従い、適切かつ効率的に執行するものとし、取締役会は取締役の業務執行を監督するものとしております。

・法令・定款・諸規程に則り取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催します。なお、常務会を原則週１回開催し常務会規程に基づき取締役会への提案事項、重要な経営方針等を協議、決定、また、常勤役員会を原則週１回開催し、各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な対策を検討することとしております。

・会計監査人の代表取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、監査等委員会が事前に報告を受領することとしております。

⑤　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会室を設け、兼務の使用人を置き監査等委員の職務の補助をすることとしております。

・監査等委員会室員は、監査等委員会の監査の実施時は取締役の指揮下から監査等委員会の直接指揮下に移り監査等委員会の監査の職務を行います。

・監査等委員の職務を補助すべき使用人の人事については、担当取締役は監査等委員と意見交換を行い、監査の職務の補助をすべき使用人の職務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努めます。

⑥　取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

・取締役及び使用人は、当社の業務に与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、不正行為の事実、又は、当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとします。なお、前記にかかわらず、監査等委員は必要に応じて、取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとします。また、内部通報制度による通報の状況についても監査等委員会に報告します。

⑦　監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

・監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をすべての取締役及び使用人に周知徹底します。また、内部通報制度の通報者に対しても、内部通報制度規程に明記し保護することとしております。

⑧　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査等委員の職務の執行のために、費用の前払等の請求を受けた時は、当該職務の執行のために必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑨　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、コンプライアンス委員会、常務会、常勤役員会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができ、また、必要に応じて専門家（公認会計士・弁護士等）と意思疎通を図るものとしております。

・監査等委員会は定期的に内部統制室から財務報告に係る内部統制実施状況の評価結果を、会計監査人からは会計状況に関する報告を受け、内部統制室及び会計監査人との適切な意思疎通並びに効果的な監査業務の遂行を図ることとしております。
・取締役及び使用人は監査等委員会の監査に必要な重要書類の閲覧、調査、取締役及び使用人との意見交換等、監査等委員会の監査が円滑に行われるよう協力します。

(2) 体制の運用状況の概要

内部統制につきましては、監査等委員会室を主管部署とし監査を行い、是正、改善の必要がある時は、速やかに対策を講じ、取締役会がその内容を確認しております。

改訂した業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査等委員会への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査等委員及びすべての従業員が共有するとともに、重要なリスクについて経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図っております。

貸 借 対 照 表

（平成28年11月30日現在）

（単位：千円）

資産の部	
流動資産	**1,423,254**
現金及び預金	619,599
売掛金	268,564
料飲材料	44,827
貯蔵品	46,964
前払費用	27,722
繰延税金資産	137,372
未収還付法人税等	21,998
未収還付消費税等	241,776
その他	14,578
貸倒引当金	△150
固定資産	**11,076,009**
有形固定資産	**10,680,572**
建物	5,891,474
建物附属設備	1,698,374
構築物	14,094
機械及び装置	14,972
車両運搬具	1,681
器具及び備品	472,180
土地	2,548,115
建設仮勘定	39,679
無形固定資産	**61,780**
借地権	43,917
その他	17,862
投資その他の資産	**333,656**
投資有価証券	134,271
差入保証金	12,300
保険積立金	20,000
長期前払費用	2,862
繰延税金資産	164,222
資産合計	**12,499,263**

負債の部	
流動負債	**1,672,550**
買掛金	402,025
一年以内に返済する長期借入金	620,000
未払金	156,834
未払費用	287,338
未払法人税等	10,158
未払事業所税	15,816
前受金	162,872
預り金	13,975
ポイント引当金	3,006
その他	522
固定負債	**3,779,058**
長期借入金	1,880,000
預り保証金	284,468
退職給付引当金	963,847
役員退職慰労引当金	146,744
再評価に係る繰延税金負債	503,998
負債合計	**5,451,609**
純資産の部	
株主資本	**6,377,771**
資本金	**3,455,000**
資本剰余金	**3,363,010**
資本準備金	3,363,010
利益剰余金	**△413,638**
利益準備金	66,144
その他利益剰余金	△479,782
買換資産圧縮積立金	401,280
繰越利益剰余金	△881,062
自己株式	**△26,599**
評価・換算差額等	**669,882**
その他有価証券評価差額金	**△24,114**
土地再評価差額金	**693,996**
純資産合計	**7,047,654**
負債及び純資産合計	**12,499,263**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年12月１日から
平成28年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		4,484,558
売上原価		1,432,788
売上総利益		**3,051,770**
販売費及び一般管理費		3,649,066
営業損失		**597,295**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,764	
その他	530	2,294
営業外費用		
支払利息	6,392	
その他	138	6,530
経常損失		**601,532**
特別利益		
投資有価証券売却益	5,000	
受取和解金	49,257	54,257
特別損失		
固定資産除却損	199,036	
減損損失	351,437	550,474
税引前当期純損失		**1,097,749**
法人税、住民税及び事業税	9,650	
法人税等調整額	△167,002	△157,352
当期純損失		**940,397**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年12月１日から
平成28年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					買換資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,455,000	3,363,010	3,363,010	66,144	420,397	166,429	652,970	△26,120	7,444,860
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△29,019	△29,019		△29,019
当期純損失						△940,397	△940,397		△940,397
任意積立金の取崩					△27,235	27,235	－		－
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加					8,118	△8,118	－		－
土地再評価差額金の取崩						△97,193	△97,193		△97,193
自己株式の取得								△479	△479
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）									
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△19,117	△1,047,492	△1,066,609	△479	△1,067,089
当期末残高	3,455,000	3,363,010	3,363,010	66,144	401,280	△881,062	△413,638	△26,599	6,377,771

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,587	570,450	567,863	8,012,724
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△29,019
当期純損失				△940,397
任意積立金の取崩				－
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加				－
土地再評価差額金の取崩				△97,193
自己株式の取得				△479
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	△21,526	123,545	102,019	102,019
当事業年度中の変動額合計	△21,526	123,545	102,019	△965,069
当期末残高	△24,114	693,996	669,882	7,047,654

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・料飲材料・貯蔵品……総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……平成19年３月31日以前に取得したもの
旧定額法
平成19年４月１日以降に取得したもの
定額法

② 無形固定資産……定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……当事業年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、会計基準変更時差異889,469千円については、15年による按分額を費用処理しております。

③ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ ポイント引当金……当社のクラブ会員に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理方法……税抜方式

２．貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額　　9,880,574千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 当事業年度末日における発行済株式の総数
普通株式　　1,171,280株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	10,501株	147株	-株	10,648株

（注）自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額等
平成28年２月25日開催の第138回定時株主総会決議による配当に関する事項
・配当金の総額　　29,019千円
・１株当たり配当金額　　25円
・基準日　　平成27年11月30日
・効力発生日　　平成28年２月26日
② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
該当事項はありません。

4．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	9,024千円
未払事業税	1,120千円
未払事業所税	4,871千円
退職給付引当金	295,110千円
役員退職慰労引当金	44,944千円
減損損失	66,370千円
繰越欠損金	283,562千円
その他	24,976千円
繰延税金資産小計	729,980千円
評価性引当額	△249,780千円
繰延税金資産合計	480,199千円
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	△178,604千円
繰延税金負債合計	△178,604千円
繰延税金資産の純額	301,594千円

なお、この他に土地再評価に係る繰延税金負債が503,998千円あります。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年12月１日から平成30年11月30日までのものは30.8%、平成30年12月１日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した額）が15,930千円、再評価に係る繰延税金負債が26,352千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が15,930千円、買換資産圧縮積立金が8,118千円、土地再評価差額金が26,352千円それぞれ増加しております。

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は運転資金として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利の契約であるため、金利変動リスクはありません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、売掛金管理規程に従い、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部門からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などによりリスク管理をしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	619,599	619,599	－
(2) 売掛金	268,564	268,564	－
(3) 投資有価証券	53,601	53,601	－
資産計	941,765	941,765	－
(1) 買掛金	402,025	402,025	－
(2) 未払費用	287,338	287,338	－
(3) 長期借入金	2,500,000	2,500,988	988
負債計	3,189,363	3,190,352	988

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

全て株式であり、時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。また、1年以内に返済する長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式　※１	80,670
預り保証金　※２	284,468

※１　非上場株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、資産(3) 投資有価証券には含めておりません。

※２　預り保証金は、取引先から預託されている営業保証金及び賃貸物件における賃借人から預託されている賃貸保証金であります。市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

６．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県内において、賃貸用オフィスビルや土地を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時価
703,535	551,878

（注）１　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２　当事業年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

７．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	原地所㈱	横浜市中区	95,000	不動産業	―	兼任 3人	事務所及び駐車場の賃貸	保証金の受入	―	預り保証金	6,767
								事務所及び駐車場賃貸料	10,585	前受金	952
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	上野トランステック㈱	横浜市中区	480,000	海上運送業	―	兼任 2人	宴会及びレストラン利用	宴会及びレストラン利用料	38,836	売掛金	74

（注）１　消費税及び地方消費税は、取引金額には含まず、期末残高には含んで表示しております。

２　取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 事務所及び駐車場の賃貸については、グランドアネックス水町の他テナントと同一条件であります。

(2) 宴会及びレストラン利用については、当社価格表を基に取引金額を決定しております。

(3) 原地所㈱は、当社代表取締役　原　範行、当社取締役　原　信造及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

(4) 上野トランステック（株）は、当社取締役　上野　孝及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　6,072円26銭

(2) １株当たり当期純損失　810円22銭

9．重要な後発事象に関する注記

利益準備金及び資本準備金の額の減少

当社は、平成28年12月22日開催の取締役会において、「利益準備金及び資本準備金の減少」について、平成29年2月23日に開催予定の第139回定時株主総会に付議することを決議いたしました。同株主総会において利益準備金及び資本準備金の額の減少に関する付議事項が可決承認された場合、繰越利益剰余金及びその他資本剰余金の額が増加することになります。

(1) 利益準備金及び資本準備金の額の減少の目的

財務体質の健全化を図るとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策の展開を可能とするため、会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金及び資本準備金の額を減少し、それぞれ繰越利益剰余金及びその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 利益準備金の額の減少の内容

① 減少する準備金の額

利益準備金　66,144,000円

② 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金　66,144,000円

③ 減少後の利益準備金の額

利益準備金　0円

④ 効力発生日

平成29年２月23日

(3) 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

資本準備金　2,463,010,194円

② 増加する剰余金の額

その他資本剰余金　2,463,010,194円

③ 減少後の資本準備金の額

資本準備金　900,000,000円

④ 効力発生日

平成29年２月23日

(4) 利益準備金及び資本準備金の額の減少の日程

①取締役会決議日	平成28年12月22日
②債権者異議申述公告日	平成28年12月26日
③債権者異議申述最終期日	平成29年１月31日
④定時株主総会決議日	平成29年２月23日
⑤効力発生日	平成29年２月23日

10．事業用土地の再評価に関する注記

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上し、再評価額に係る税効果相当額については負債の部に計上しております。

再評価を行った年月日……平成12年11月30日

再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第５号に定める「不動産鑑定士による鑑定評価」によっております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年１月23日

株式会社 ホテル､ニューグランド
取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　種　村　　隆　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　片　桐　春　美　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ホテル、ニューグランドの平成27年12月１日から平成28年11月30日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成27年12月１日から平成28年11月30日までの第139期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所等において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任、報酬等について、特段の異議は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年１月23日

株式会社 ホテル､ニューグランド　監査等委員会

監査等委員（委員長）	奥　津　　勉	㊞
監査等委員	野　村　弘　光	㊞
監査等委員	佐々木　寛　志	㊞
監査等委員	清　水　三　省	㊞
監査等委員	原　　信　造	㊞

（注）１．監査等委員 奥津　勉、佐々木寛志及び清水三省は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

（注）２．当社は、平成28年２月25日開催の第138回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成27年12月１日から平成28年２月25日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　利益準備金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

１．利益準備金及び資本準備金の額の減少の目的

財務体質の健全化を図るとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策の展開を可能とするため、会社法第448条第１項の規定に基づき、利益準備金及び資本準備金の額を減少し、それぞれ繰越利益剰余金及びその他資本剰余金に振り替えるものです。

２．利益準備金の額の減少の内容

利益準備金の全額を減少し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

①　減少する準備金の額
　　利益準備金の全額　　66,144,000円
②　増加する剰余金の額
　　繰越利益剰余金　　66,144,000円
③　効力発生日
　　平成29年２月23日

３．資本準備金の額の減少の内容

資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

①　減少する資本準備金の額
　　資本準備金　　2,463,010,194円
②　増加する剰余金の額
　　その他資本剰余金　　2,463,010,194円
③　減少後の資本準備金の額
　　資本準備金　　900,000,000円
④　効力発生日
　　平成29年２月23日

４．利益準備金及び資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日　　平成28年12月22日
(2) 債権者異議申述公告日　　平成28年12月26日
(3) 債権者異議申述最終期日　　平成29年１月31日
(4) 定時株主総会決議日　　平成29年２月23日
(5) 効力発生日　　平成29年２月23日

５．剰余金の処分の内容

(1) その他資本剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき、上記３の資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、上記３による増加後のその他資本剰余金の一部を減少し、損失の補填に充てるため、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

①　減少するその他資本剰余金の額　413,638,927円
②　増加する繰越利益剰余金の額　413,638,927円

(2) 利益剰余金の処分
会社法第452条の規定に基づき、買換資産圧縮積立金を損失の補填に充てるため、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。
① 減少する利益剰余金の項目及びその額
買換資産圧縮積立金 401,280,055円
② 増加する利益剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余 401,280,055円
(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日
平成29年２月23日

６．損失の補填のために繰越利益剰余金に振り替える金額
損失の補填のために繰越利益剰余金に振り替える金額は 881,062,982円となります。この結果、その他資本剰余金は 2,049,371,267円になり、繰越利益剰余金は 0円となります。

第２号議案 定款一部変更の件

１．提案の理由
① 取締役会の積極的かつ迅速な意思決定及びそれに基づく取締役の積極的かつ迅速な業務執行を可能とするために、現行定款第23条（取締役会の決議の方法）につきまして、取締役会の書面決議を可能とする規定（変更案第23条第２項）を追加するものであります。
② 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするために、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。併せて変更案第37条の新設に伴い、現行定款第37条（期末配当金）及び現行定款第38条（中間配当金）を削除し、変更案第38条（剰余金の配当等の基準日）を新設するものであります。
③ 上記の各変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

２．変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の決議の方法） 第23条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	（取締役会の決議の方法） 第23条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
（新　設）	2　議決に加わることができる取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第24条 ～ 第36条　（条文省略）	第24条 ～ 第36条　（現行どおり）
（新　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第37条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。
（新　設）	（剰余金の配当等の基準日） 第38条　当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。 2　当会社の中間配当の基準日は、毎年５月31日とする。 3　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（期末配当金） 第37条　当会社は、株主総会の決議によって毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	（削　除）
（中間配当金） 第38条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年５月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（削　除）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

尚、監査等委員会は、当事業年度における業務執行状況及び業績等を踏まえ、各候補者は当社取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	原（はら）　範行（のりゆき） （昭和４年１月14日生）	昭和46年５月　原地所株式会社代表取締役社長 昭和54年２月　当社取締役 昭和58年８月　同　代表取締役社長 平成３年６月　株式会社横浜グランドインターコンチネンタルホテル取締役会長 平成12年10月　横浜商工会議所副会頭 平成15年２月　当社代表取締役会長 平成23年２月　同　代表取締役会長兼社長 平成25年２月　同　代表取締役会長（現任） 平成26年６月　原地所株式会社代表取締役会長（現任）	86,220株
2	濱田（はまだ）　賢治（けんじ） （昭和29年７月22日生）	昭和53年４月　日本国有鉄道入社 昭和62年４月　東日本旅客鉄道株式会社入社 平成８年３月　同　東京地域本社旅行業部長 平成17年６月　同　財務部長 平成19年６月　同　理事横浜支社長 平成20年６月　同　執行役員横浜支社長 平成21年２月　当社社外取締役 平成22年６月　株式会社横浜ステーションビル代表取締役社長 平成24年６月　日本ホテル株式会社常務取締役 平成25年２月　当社代表取締役社長（現任）	2,000株
3	里見（さとみ）　辰彦（たつひこ） （昭和27年１月28日生）	昭和45年３月　当社入社 平成12年２月　同　営業推進部長 平成13年２月　同　取締役営業推進部長 平成14年３月　同　取締役宿泊部長 平成16年６月　同　取締役副総支配人、営業推進部長 平成19年２月　同　常務取締役管理部門統括 平成23年２月　同　代表取締役常務管理部門統括 平成25年２月　同　常務取締役管理部門統括 平成28年12月　同　常務取締役リスク管理部門統括（現任）	200株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
4	上野　孝 （うえの　たかし） （昭和19年12月10日生）	昭和42年４月　合名会社上野運輸商会（現上野トランステック株式会社）入社 昭和62年６月　同　代表取締役社長 平成12年12月　同　代表取締役ＣＥＯ 平成15年２月　当社社外取締役（現任） 平成18年11月　横浜商工会議所会頭 平成19年３月　上野トランステック株式会社代表取締役会長兼ＣＥＯ 平成21年４月　同　代表取締役会長兼社長（現任） 平成27年11月　横浜商工会議所会頭（現任）	－
5	勝　治信 （かつ　はるのぶ） （昭和７年５月29日生）	昭和32年10月　横浜エレベータ株式会社代表取締役社長 平成５年６月　同　代表取締役会長 平成７年７月　帝蚕倉庫株式会社代表取締役社長 平成10年２月　当社社外監査役 平成19年６月　横浜エレベータ株式会社名誉会長（現任） 平成19年６月　帝蚕倉庫株式会社取締役相談役（現任） 平成28年２月　当社社外取締役（現任）	－
6	宇佐神　茂 （うさがみ　しげる） （昭和27年１月26日生）	昭和48年２月　当社入社 平成16年４月　同　調理部長 平成19年２月　同　取締役総料理長（現任）	600株
7	岸　晴記 （きし　はるき） （昭和28年12月19日生）	平成元年10月　当社入社 平成９年３月　同　経理部長 平成20年２月　同　取締役経理部長（現任）	220株
8	岡崎　真雄 （おかざき　まさお） （昭和10年10月31日生）	昭和60年７月　同和火災海上保険株式会社代表取締役社長 平成10年４月　同　代表取締役会長 平成13年４月　ニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長 平成18年４月　同　代表取締役名誉会長 平成22年10月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社特別顧問 平成24年２月　当社社外監査役 平成26年６月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問（現任） 平成28年２月　当社社外取締役（現任）	－
9	波岡　滋 （なみおか　しげる） （昭和30年８月11日生）	昭和55年４月　清水建設株式会社入社 平成25年４月　同　常務執行役員名古屋支店長 平成26年４月　同　常務執行役員 新規事業推進統括、ｅｃｏＢＣＰ事業推進室担当、自然共生事業推進室担当、新事業推進室担当 平成27年４月　同　専務執行役員 技術担当、ＣＳＲ担当、新規事業推進統括 平成28年２月　当社社外取締役（現任） 平成28年４月　清水建設株式会社専務執行役員 技術担当、安全環境担当、ものづくり担当、ＣＳＲ担当、新規事業推進担当（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．上野　孝、勝　治信、岡崎真雄、波岡　滋の４氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
上野　孝氏は、横浜商工会議所会頭及び経営に深く参画された経験に基づき幅広い識見を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能を更に強化できると判断したためであります。
勝　治信氏は、地元横浜において、経営に深く参画された豊かな経験を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能を更に強化できると判断したためであります。
岡崎真雄氏は、保険事業に精通し、かつ経営に関する豊かな経験を活かして、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能を更に強化できると判断したためであります。
波岡　滋氏は、当社大株主及び当社建物の施工者である清水建設株式会社の専務執行役員としての立場に加え、会社経営を統括する充分な識見を有しており、経営陣から独立した立場で客観的視点から助言・提言をいただくことで、当社経営全般の監督機能を更に強化できると判断したためであります。
４．上野　孝氏は、現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間は、14年となります。
５．勝　治信、岡崎真雄の両氏は、現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行前の監査役としての在任期間とあわせて、在任期間はそれぞれ19年、５年となります。
６．波岡　滋氏は、現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間は１年となります。
７．当社は、上野　孝、勝　治信、岡崎真雄、波岡　滋の４氏との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、４氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。
８．当社は、上野　孝、勝　治信、岡崎真雄、波岡　滋の４氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。４氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き４氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　称	有限責任 あずさ監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都新宿区津久戸町１番２号	
	従たる事務所	札幌、仙台、北陸、北関東、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡	
沿　革	昭和60年７月	監査法人朝日新和会計社設立	
	平成５年10月	井上斎藤英和監査法人と合併し、名称を朝日監査法人とする。	
	平成16年１月	あずさ監査法人と合併し、名称をあずさ監査法人とする。	
	平成22年７月	有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする。	
概　要	資本金	3,000百万円	
	構成人員	公認会計士	3,170名（代表社員31名、社員523名）
		会計士補	10名
		会計士試験合格者	978名
		専門員	851名（特定社員35名、うち代表社員１名）
		その他職員	631名
		合　計	5,640名
	監査証明業務		3,489社

（平成28年12月31日現在）

（注）　監査等委員会は、新日本有限責任監査法人による監査期間が10年を経過したことから、当社の「会計監査人の選任に係る方針」に基づき、会計監査人を見直すこととしました。

有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての専門性や監査経験、規模等の職務遂行能力及び独立性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役吉田一継氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　歴
吉田一継	平成17年２月　当社常務取締役 平成23年２月　同　代表取締役常務 平成25年２月　同　常務取締役（現在）

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

ホテルニューグランド　タワー３階「ペリー来航の間」

横浜市中区山下町10番地

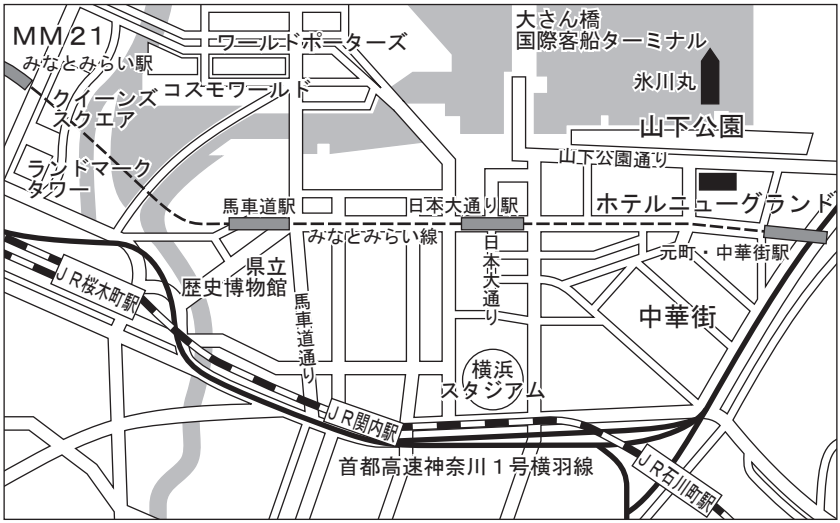

車　：横浜駅より10分、桜木町駅より５分、関内駅より５分

電車：みなとみらい線「元町・中華街駅」１番出口より徒歩１分

ＪＲ根岸線「石川町駅」より徒歩13分